

改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明

深刻な多重債務問題解決のため、2010年（平成22年）6月18日に、改正貸金業法の目玉である出資法の上限金利の引下げ及び収入の3分の1以上の貸付の禁止（総量規制）等の完全施行がなされてから2年が経過した。

5社以上の借入れを有する多重債務者が法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者は17万人から10万人に、多重債務による自殺者は1973人から998人に半減するなど、同改正は多重債務対策として大きな成果を上げている。

当会においては、改正法の完全施行以前より、愛媛県多重債務者対策連絡協議会との協力のもと、県内各市町村の多重債務相談窓口から弁護士への引継・紹介体制及び無料相談体制を整えるとともに、多重債務ウィークとして、県内数か所（中予、東予、南予）において1年に各2回多重債務者向け無料相談会を実施してきた。改正法の完全施行後もこれを継続するとともに、2010年（平成22年）7月からは、多重債務者専用の無料相談を当会においても毎週1回実施している。さらに、2011年（平成23年）度より、松山公共職業安定所が実施する住居・生活相談会に会員を派遣するなど、多重債務者の救済及びその生活再建やヤミ金融被害の救済等に向けて総力を挙げた活動を行ってきた。

他方、与野党の議員の間では、改正法の完全施行により、正規の業者から借りられない人がヤミ金から借入れをせざるを得ず、潜在的なヤミ金被害が広がっている、零細な中小企業の短期融資の需要があるとして、金利規制や総量規制の見直しの議論が起こっている。

しかし、ヤミ金については、警察庁が発表した「2011年（平成23年）上半期における主な生活経済事犯の検挙状況等について」でも、2007年（平成19年）年度と比べて相談件数・検挙数が減少し、被害規模も小型化しており、「警察の継続的取締りや官民を挙げた一連のヤミ金融対策が奏功し、ヤミ金融事犯の被害

が徐々に減少しつつあると考えられる」と指摘されているのであって、ヤミ金被害が広がっている根拠はない。また、日本の社会が二極化し、貧困層が拡大していることを鑑みると、正規の業者から借りられない人に対しては、簡単に借りられるようにするのはなく、「高利に頼らなくても生活できる」セーフティネットの再構築や相談体制の更なる充実が重要である。

さらに、日本の基幹ともいえるべき中小企業がリーマンショックによって深刻な影響を受けているが、国は緊急保証、セーフティネット貸付及び中小企業等に対する金融円滑化対策を実施し、地域金融機関等による支援策を行っている。このように、貸金業者による個人零細事業者への総量規制の例外貸付も一定の実績を有している現状下で必要な対策は、「短期の高利の資金」提供ではなく、総合的な経営支援策である。

そうであるから、前記のような貸金業法・利息制限法の見直しには、それらを裏付ける立法事実がなく、却って順調に進んでいる多重債務者保護という改正法の趣旨を阻害して大きな害悪を国民に及ぼしかねない危険性が含まれているといわざるを得ない。

そのため、当会は、前記のような貸金業法・利息制限法の見直しには、断固反対し、改正貸金業法の成果を確認しながら残された多くの課題にも積極的に取り組んでいくことをここに表明する。

2012年（平成24年）7月26日

愛媛弁護士会

会 長 田 所 邦 彦